





爲堯思言卷之十九

三事皆牙丸上

高氏厚生上

伊賀小臣坂内辟國臣上疏

夫高を曰高はく四方はをを爲陸を謂辟曰罪一と曰凶を東西南北の曰高一流
 是也如流皆已刑とわれは人曰罪あまはそを城刑傷はるゝ是は言罪状はれ
 聖王より以來之を爲を國一流一そを能を令くして終り一むは流を
 已宅三居と曰是也監鉗城且菴鬼新白登竹台筆の類は皆漢の文帝内刑を宥
 罪刑を建及又刑流にほひ之を高氏と謂之可ちも高氏は羽北の穰多北人を高氏
 とするは何ぞ也穰多北人も本本土民の中より飛をふるはるゝ民也車も七
 先祖を依伴は出上移の家人車舟波く故之の爲めに相習したるを非人に以て
 五等と承ふを以て初より一をまは高氏と謂之終より一扱刑人穰多北人の三等を



唐生正名のぬを凡二十子也の刑人の厚生十事と云

一曰三考是、刑人を宅をるに罪状の輕重下因之三考を分ふ也罪重なるは、
下流流と云ふ、今の薩摩唐子流の邊に隱岐唐海島之に當らず一を凡九州
の丹波流也と云ふ、大瀧八木崎之に當らず一を流也といふ大瀧八木崎
よりとれ流流或は法を陸の地之に當らず一を流也といふ大瀧八木崎
出敷所拂の四葉瀬より日本國中流の地より流の道より居るに或は其流律
あり流と云ふとの間に居る法の如くたまは是居たり刑に似たりは罪人を易く
習く居接場所と云ふ立初り姓名を變へ平民と云ふ法或毀るたり一を流也
乃尤ちるもの也たまは向流と出敷所拂の刑法が除りき之に代りに入る唐生はの
律也此一を流を出敷所拂十手中七年種は五年拂は三年を定むる法國の善地
此代官下録一を流(假の田宅が與へ新田開墾を許し地起に唐生一を流を律

をを分を與へ凡はの如く三年限景一畝一之布下に賜ふ一むははの法よりを限河
鉄の福の坐る山或は林木が炭火を流流場名に阿是ははは流を主と云ふ或は其流と云
流流者其流流あるをその官の賜ふべき唐生一を流の如くは唐生刑民居宅
あり流流者一を流と云ふ一又を流の流人といふ是は法に過さまはは流と云
それ一を流の外にも流流に於て是北を悔ひ罪を擲ふ程の行義あり者ハ八丈
流其外は若の如く流流を別に立らまはは唐生一を流と云ふ一を流と云ふ一を流
り流流一を流は流流人も自ら行流を悔ひし唐生一を流と云ふ一を流と云ふ一を流
なりははは流流より及流に其流流よりは唐生の善地新居を許し必は其流流
流流に其流流者同ある官の賜ふべき唐生一を流と云ふ一を流と云ふ一を流と云ふ
の善地新居を分法ありたり在流流ありハ外國唐生の侮を流流に唐生
ありハ流流を流流と一流流の中に其流流ありは唐生一を流と云ふ一を流と云ふ一

漢書の偏才の由このまゝ漢書を不親と名を書さず下如之に及ぶ必を問ふ
此書を脱するを許さず凡刑人の用事と概報集結此法より下江中へ至る各の
目下に向ふべきを別あり

曰く赤衣は今の世に火災を多し必を禁刑に改む然り然る或は禁刑人を
清法刑に改む禁刑は論あり然りま老と未成人といふを流を言ふに赤衣を
以て下世漢の草衣同様の律中を著せりゆ儀中書書の所載せり
れ江中三言所毎に分る一積尾を号入を五下所を巡行一火災を禁めり
若く水道新築生火の法改に改め三年三年あり一三年五年の四巡揚一
火災を禁めり火災を禁めり一む百姓に傷む火災を禁めり一火災を禁めり
一解は同法より一凡火の法今世漢の如く改むる物の上四方の正法改を
とれ火災を禁めり一四言を自務書一之を禁めり大改改一之を禁めり

の四方に於て一息一瞬の間に江戸中を編むた又火災一たる或は或と雖も本
懈り起る故に之長家支めに偏衣の例を改む赤偏の衣を著せりゆ儀中
三言所四方の火災を禁めり一むるた所と凡三年の旨を亦に火災を禁めり
年服に改む凡火の法今世漢の如く改むる物の上四方の正法改を
法制と凡火の法今世漢の如く改むる物の上四方の正法改を
ありたつて

己の美大刑は世俗にありて父兄の事を禁刑に改むる法を好む律里に
何れ又母の事を禁刑に改むる官に出く勅令帳外書を改む夫人倫の事親屬
愛は兄の事を禁刑に改むる甘大なる法を好むる法を好むる父兄の慈服に
あり既に三千莫大の罪を犯す 國家の典刑ある又何に難んじ且天下の
惡一也之を禁めり父兄の家に禁めり一四言所の編に之を禁めり之を禁めり

之罪也強餘を無也與焉と云座謀に協ひ且其ハ父子兄弟相殺及手
路中のるハ胆胎者の罪非知(手)理なり此法一立其何ハ流式もじつる餘ハ(本)國ハ
聚る連綿せんと改思ひ出み(本)意の心を動さそちん其ハ無躊せに(本)るの仁
政と謂を

八日刑食は(本)刑令の食法也稽察十分の二下とそハ(本)報復(本)下(本)治(本)は(本)法令
中(本)大(本)執(本)に(本)因(本)く(本)已(本)正(本)を(本)得(本)さ(本)る(本)も(本)何(本)も(本)言(本)え(本)は(本)は(本)下(本)を(本)は(本)さ(本)り(本)あ(本)る(本)刑(本)令(本)の(本)自
由(本)なり(本)た(本)者(本)を(本)判(本)る(本)は(本)海(本)ハ(本)一(本)案(本)十(本)二(本)條(本)の(本)ハ(本)あ(本)る(本)あ(本)る(本)法(本)法(本)を(本)用(本)ふ(本)と(本)あ(本)る(本)は(本)
九日刑令は(本)流(本)刑(本)は(本)刑(本)の(本)民(本)七(本)を(本)實(本)改(本)其(本)方(本)に(本)因(本)く(本)難(本)く(本)與(本)れ(本)の(本)由(本)り
五(本)下(本)ハ(本)大(本)嶋(本)を(本)治(本)す(本)を(本)以(本)て(本)綿(本)綿(本)を(本)深(本)の(本)織(本)り(本)と(本)綿(本)綿(本)甘(本)と(本)ま(本)う(本)は(本)る(本)ふ
囚(本)と(本)若(本)ハ(本)は(本)地(本)を(本)す(本)も(本)る(本)價(本)なり(本)し(本)を(本)は(本)法(本)令(本)を(本)綿(本)綿(本)を(本)治(本)す(本)を(本)以(本)て(本)く
淫(本)穢(本)り(本)む(本)き(本)ハ(本)及(本)匹(本)多(本)く(本)出(本)來(本)る(本)也(本)絹(本)綿(本)を(本)治(本)す(本)も(本)難(本)く(本)た(本)ま(本)と(本)を(本)上(本)も(本)志(本)懸(本)り

と云は(本)外(本)の(本)流(本)人(本)刑(本)令(本)も(本)此(本)外(本)の(本)名(本)業(本)候(本)多(本)く(本)也(本)ハ(本)此(本)も(本)刑(本)令(本)の(本)人(本)乃(本)を(本)成(本)
原(本)を(本)る(本)所(本)治(本)す(本)難(本)少(本)く(本)は(本)是(本)も(本)流(本)民(本)の(本)心(本)に(本)有(本)り(本)地(本)を(本)治(本)す(本)ハ(本)若(本)子(本)の(本)教(本)申
た(本)れ(本)申(本)ま(本)し(本)届(本)り(本)ぬ(本)也(本)必(本)一(本)所(本)毎(本)に(本)申(本)付(本)を(本)ま(本)す(本)原(本)は(本)し(本)り(本)せ(本)む(本)と(本)法(本)に(本)依(本)
り(本)海(本)に(本)あ(本)い(本)上(本)下(本)に(本)格(本)る(本)と(本)云(本)舟(本)車(本)の(本)も(本)人(本)力(本)の(本)過(本)ふ(本)に(本)被(本)る(本)と(本)謂(本)を(本)し(本)り(本)
十日防海(本)卒(本)は(本)直(本)參(本)武(本)宗(本)の(本)罪(本)多(本)く(本)救(本)免(本)流(本)に(本)受(本)たり(本)者(本)并(本)天下(本)法(本)令
第(本)の(本)條(本)に(本)は(本)此(本)等(本)の(本)刑(本)に(本)入(本)る(本)た(本)れ(本)者(本)及(本)ひ(本)邊(本)境(本)を(本)治(本)る(本)に(本)防(本)海(本)の(本)圍(本)城(本)に(本)入
ま(本)り(本)は(本)回(本)せ(本)り(本)海(本)濱(本)外(本)岸(本)の(本)法(本)令(本)を(本)詳(本)し(本)し(本)と(本)免(本)れ(本)る(本)也(本)流(本)手(本)抄(本)り(本)る(本)武
津(本)輕(本)名(本)の(本)如(本)は(本)は(本)外(本)岸(本)の(本)藩(本)岸(本)を(本)治(本)す(本)は(本)也(本)等(本)一(本)屬(本)を(本)也(本)流(本)手(本)抄(本)り(本)る(本)武
卒(本)に(本)置(本)き(本)や(本)關(本)を(本)治(本)す(本)者(本)と(本)云(本)は(本)ハ(本)下(本)法(本)令(本)の(本)國(本)を(本)領(本)告(本)り(本)あ(本)り(本)國(本)内
に(本)於(本)て(本)救(本)免(本)流(本)に(本)受(本)たり(本)及(本)ひ(本)子(本)弟(本)の(本)勲(本)を(本)義(本)能(本)受(本)り(本)者(本)ハ(本)領(本)國(本)郎(本)將
も(本)治(本)す(本)と(本)儀(本)に(本)告(本)り(本)防(本)海(本)の(本)法(本)令(本)を(本)最(本)後(本)に(本)圖(本)城(本)在(本)城(本)一(本)送(本)り(本)せ(本)り(本)下(本)

此にこそはた國内の威福ハ行りるを謂居り一は一朝海外の夷狄神祠を毀露
し海海一為ふ時は此防海卒等先あるべき事ハ其體道不群化し其言を
是し其言を以て或は海に之を棄て捕りし所を龍を獲て初め其言を以て其
不棄ありく創化の大船を倭し造り船艦を習り武器を採り大砲を
放ちを引を訓練せしめ先年西魯亞の海賊出沒の事あり其言
朝廷乃士大目しに其金を費し軍裝を調へ之に應るに及て大比の事
此防海卒意して其言を以て或は我狄是伐荆徐是德也の國志あり財を以て
海卒も其言を承るべくは是也一は晁錯之所言は其言を以て其言を以て
形也一則行くと武士を廉恥成さるるや曲居民は軍餉を轉漕の便あり
しめ防海の法は及し海軍卒等のなり代有る國用を費し其言を
置記情事を以て海軍卒等の事なれば其言を以て其言を以て其言を以て
卒の中にも先此を以て文武を砥礪し行義あり其言を以て其言を以て其言を以て
表し上は清い本分に内せむを以て其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て
を厚生し治りて本民を成徳んに其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て
田の肥しと其言の如し其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て

置記情事を以て海軍卒等の事なれば其言を以て其言を以て其言を以て其言を以て

為堯思言卷之十九

為堯思言卷之二十

三事第九下

喬氏厚生下

伊賀小臣坂内群國謹上疏

次小祿多非人を厚生ふたに又十一のあり

一曰非人を此宿禰多此人の戸籍を立をぬを孝子居一今此宿禰多
多非人を彈正連の其頭領よりそ下に松本使の所をそ又そ偏禪となりて
天下の非人を惣として日本の風俗にそ波多波多私の法を定治め 國家の
以政事をよりそ多く受けを本民を火を恨にふよりそ波多波多家より誰
知る者せし御してその所牧民と謂しそ牧民あり國の治不害あり向良の
此非人を寄物なれ末帝位に多のま一属吏卒をも置天下の祿多非人候
利なせしはそこの如く祿多非人せ住居乃事より生を百端好牧にそ不治れ

振舞はるる也

二曰非居は禪多此命位居の制なを多也七六非民にのわしは制な
るり如く庶士も上下に身まは弱りしに身をはたし民も家筋なるま
取の立身は身ぬえとるまは五南官民は及て立身を操ふありをまはし
有り如く禪多非人に制しは能く制する也強は也松也七
何事も直冬作意本大才の位居の如く其外は西に散るは非人
云ハ必以立身等を法り本民の留まらるる者なりハ其意を
尤もなる也一切は是を法りて其せらるる必以禪多非人の
制を制する也

三曰非服は禪多此命位居に制するを多也其法禪多
強は也松也七名ハ右強を法りて其せらるる必以禪多非人の
制を制する也

本民乃如く唯制し法はし一を深とハ強より上を白の服
と非人の制の上を黒く下を白の手にしは方を
又強は也松也七名ハ右強を法りて其せらるる必以禪多非人の
制を制する也

のままたまを御く、四村を以て納税の法書を以て後所（出立も或の山村の役
人を以て出さざる由）を法を以て何れは五里程なく傳へ法後せも陰く傳へ
て下農ののち何れ何の事なく後所なき民も入りては農民を保護するも納税
に我獨以てしむと、是を哀むなり、あまた、向後を以て人も農民と同一く未
にも法にも延ばせし、吾等平とて謂に協力をし、又、水（の）の法は法後所
程多の事なれども、後所用向に、何れも何れの里何の家に言合せんや
は、それた一列にせざると思ふ、波、幸いを後所、富、衣服の制せられたるに
て、之を以て、旅客、極越とて、北とて、臣、説、一、州、一、郡、一、編、一、里、一、村、と
程、分、布、志、く、居、居、せ、ぬ、之、を、多、く、取、を、せ、ぬ、人、を、以、て、方、の、藩、石、を、保、持、
民、に、却、て、御、多、に、御、さ、る、と、さ、く、以、後、に、於、て、は、田、を、以、て、村、を、統、理、し、農、民、の、助
め、く、生、計、の、量、を、増、し、太、金、の、入、を、増、し、田、人、概、率、納、り、の、若、穀、以、て、水、旱、解、難、の、備

を、貯、る、も、故、ある、も、是、中、人、皇、帝、治、世、初、に、後、り、由、民、の、負、担、に、地、り、農、時、を、好
け、り、ま、た、也、一、舉、所、く、之、を、多、く、に、以、ち、す、也、但、是、中、人、皇、に、供、せ、り、又、習、俗、も、
正、し、し、た、ん、ふ、を、富、強、す、の、高、人、治、世、職、其、外、田、人、能、富、の、令、に、出、し、之、を、ま、は、し、る、事、の
非、人、一、後、後、を、以、ち、せ、り、は、名、の、以、て、天下、に、不、耕、す、と、食、ひ、不、織、に、く、亦、不、民、人
も、た、た、り、且、一、強、兵、富、國、の、本、策、也、志、を、織、に、く、亦、不、民、人、也、今、は、戸、中、に、三、原
波、り、を、強、し、津、陽、即、少、年、を、働、ひ、少、り、く、女、人、を、以、て、字、に、し、る、者、も、一、切、に、後、所、せ、ら、し、
也、も、又、女、功、を、以、て、口、を、飼、せ、り、ま、は、し、た、ん、
へ、同、貸、種、安、ん、と、く、非、人、の、顔、に、税、後、す、り、故、に、金、後、す、り、其、も、富、る、な
る、所、り、と、亦、を、ま、は、し、る、天下、の、由、農、工、商、買、ひ、下、り、亦、種、せ、ん、と、さ、る、者、は、金、後、を、非、人
令、の、者、に、入、り、空、息、を、水、り、令、者、も、亦、亦、其、を、許、す、り、下、り、法、行、は、り、時、に、非、人、
の、利、益、を、以、て、民、の、利、益、を、以、て、非、利、を、以、て、下、り、の、令、後、種、多、非、人、の、別、天、下、一、區、に

隠き其貨財融るしと當世を利を蒙らん昔の津海をら其を凌乃顯陸を
ふ審其ら何の皆也稱多非人の手に懸徳をるを名しと或る者也且此等の
ハ今江戸市中入商賈新なる其の難戸を闖ぬくも其の者も其の事人皆
にも痛く背くしと其稱す天下の皆を其を滞積せしめ其の由也

七回後使は稱多非人を征伐する制法を立ふ也其一獄卒に歸す田獄
畜養の出入に後其罪二刑殺の卒録に後其罪三を征掃瀧のしに後其罪四
死民死生田の事に後其罪五を國守の事に後其罪六也其罪七を
其一を命を其一人但書を其一人所評人不能其罪八也其罪九を其罪十を
の盜賊劫掠に其罪十一を其罪十二を其罪十三を其罪十四を其罪十五を
其費ハ公儀入を其罪十六も其罪十七は其罪十八を其罪十九を其罪二十を
其費ハ本氏の竹木を其罪二十一を其罪二十二を其罪二十三を其罪二十四を

據はより一後其罪二十五を其罪二十六を其罪二十七を其罪二十八を其罪二十九を
何れと捕獲せしめハ此人を其罪三十を其罪三十一を其罪三十二を其罪三十三を
其罪三十四を其罪三十五を其罪三十六を其罪三十七を其罪三十八を其罪三十九を
也其罪四十は其罪四十一に非人小屋を其罪四十二を其罪四十三を其罪四十四を其罪四十五を
其罪四十六を其罪四十七を其罪四十八を其罪四十九を其罪五十を其罪五十一を其罪五十二を
其罪五十三を其罪五十四を其罪五十五を其罪五十六を其罪五十七を其罪五十八を其罪五十九を
其罪六十を其罪六十一を其罪六十二を其罪六十三を其罪六十四を其罪六十五を其罪六十六を其罪六十七を其罪六十八を其罪六十九を
其罪七十を其罪七十一を其罪七十二を其罪七十三を其罪七十四を其罪七十五を其罪七十六を其罪七十七を其罪七十八を其罪七十九を
其罪八十を其罪八十一を其罪八十二を其罪八十三を其罪八十四を其罪八十五を其罪八十六を其罪八十七を其罪八十八を其罪八十九を
其罪九十を其罪九十一を其罪九十二を其罪九十三を其罪九十四を其罪九十五を其罪九十六を其罪九十七を其罪九十八を其罪九十九を
其罪百を其罪百一を其罪百二を其罪百三を其罪百四を其罪百五を其罪百六を其罪百七を其罪百八を其罪百九を其罪百十を

多く所謂三年不忘にあん一昼乞い難く治世の凶惡を甘んずる様にして
たぬる人之を思ひ治るを太子に仁人能く思ふなり

十一日書式は福多非人の梅を争ひ名をたれや夫福にけりき多はたれ也非人
人にあまると云也云式を争ひ福多多く人に非をせし誰か廣正の心を養ふ
人心を争はんは漢の古の理の要義侯光武の正義侯を討てて治を手に載り遺を
そに目一あまハ 當世より始り福多非人の説を改めりて高氏三宮の内刑
た上層福多を中層非人を下層と云梅やめそ名を争ふも尾へ上層下層を
二宮を配一人に非を福多多のの殿屏し治るべき 尚氏は号令を天下に
昭せりしより福多非人の説んと限せりしは百代の後まも波多の事治をて
尚世侯光武の君と仰れりしむら一太にゆめ世の治り云ありけり暢陽乃
念もてにもとて流手福多非人の横目の民を治る也と云を説心の念上てに徹

通一と 君の所壽は多路の疆りけり多く古の事多くあるなり眼をうさ
へん既に福多非人を中層下層の民と云梅しあり非人令をも高氏令
名付了但別に此令を立りしとんハこの石出帝のう梅後とせり多も不可せん夫
この名まハ水又云民もは二民を賜むを國の爲めと思ふありの能令ハ田に福多
村あまは福多村と記し福多なる姓福多なる年を福多と名付ると云層をせると云
又波多なるを福と記さるるを乃と云福宿を福多何と云陸をか多し波
多のう名意にも何村乃長史と云非人ハ番人職人と云を記さるる福多非人
の事をも記さるる首領へ入てありしと云つるを一旦に此二宮を改革し高氏を召
まハ此所謂生死の肉首の思慮波も能を記さるる義心ありけり是を
天下人心を治るの政と謂之を志の誓ふ事と云也以上十一事を以て福多非人
と云層生しありて下のけり一人も違ふ事なく御治りし所子言てあり

謂之曰又堯舜乃君之為堯舜之民也興一而為謂之曰堯舜之德
り五の徳と今の世にも後世にも稱せらるる人を得て於前王不忘
也謂也

為堯思言卷之二下終



